

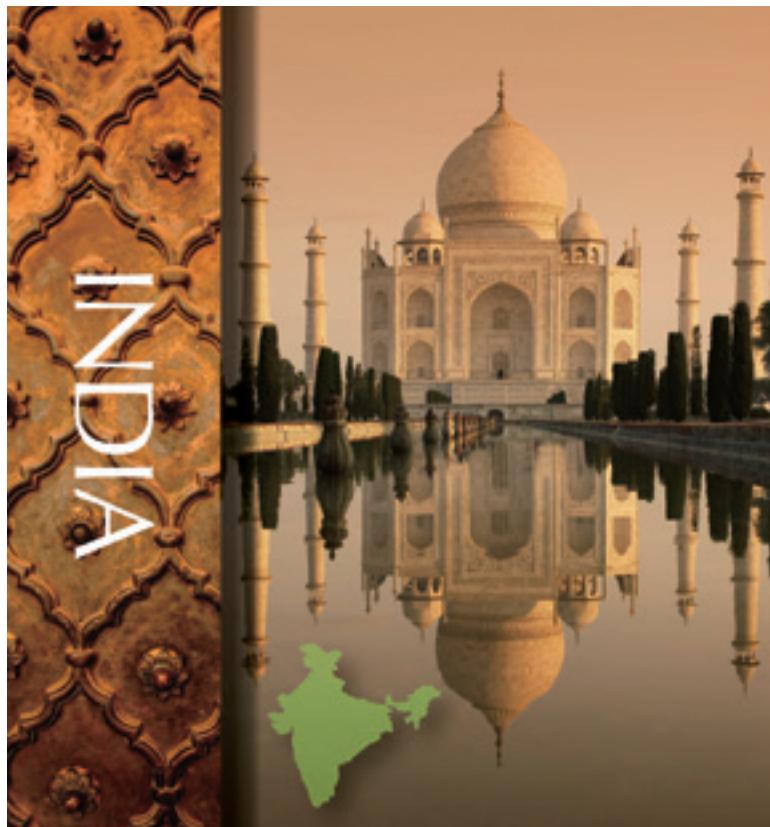


# 投資信託説明書(交付目論見書)

使用開始日 2024.10.16

## ニッセイ短期インド債券ファンド (毎月決算型)／(年2回決算型)

追加型投信／海外／債券



当ファンドは、  
特化型運用を行います。

本書は金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。

ファンドに関する投資信託説明書(請求目論見書)を含む詳細な情報は、下記の委託会社のホームページで閲覧またはダウンロードすることができます。また、本書には約款の主な内容が含まれておりますが、約款の全文は投資信託説明書(請求目論見書)に添付されています。

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

委託会社 [ファンドの運用の指図を行います]

**ニッセイアセットマネジメント株式会社**

金融商品取引業者登録番号 関東財務局長(金商)第369号

受託会社 [ファンドの財産の保管および管理を行います]

**三菱UFJ信託銀行株式会社**

お問合せ ニッセイアセットマネジメント株式会社

コールセンター **0120-762-506**

9:00～17:00(土日祝日・年末年始を除く)

ホームページ <https://www.nam.co.jp/>



本書においては、各ファンドの名称について下記の正式名称または略称のいずれかで記載します。  
ニッセイ短期インド債券ファンド(毎月決算型)…毎月決算型  
ニッセイ短期インド債券ファンド(年2回決算型)…年2回決算型

## ●委託会社の情報 (2024年7月末現在)

|       |                    |                            |           |
|-------|--------------------|----------------------------|-----------|
| 委託会社名 | ニッセイアセットマネジメント株式会社 | 資本金                        | 100億円     |
| 設立年月日 | 1995年4月4日          | 運用する<br>投資信託財産の<br>合計純資産総額 | 9兆7,875億円 |

## ●商品分類等

| ファンド名      | 商品分類            |                |                       | 属性区分                          |              |            |               |           |
|------------|-----------------|----------------|-----------------------|-------------------------------|--------------|------------|---------------|-----------|
|            | 単位型<br>・<br>追加型 | 投資<br>対象<br>地域 | 投資対象<br>資産<br>(収益の源泉) | 投資対象<br>資産                    | 決算<br>頻度     | 投資対象<br>地域 | 投資<br>形態      | 為替<br>ヘッジ |
| 毎月<br>決算型  | 追加型             | 海外             | 債券                    | その他資産<br>(投資信託証券<br>(債券(一般))) | 年12回<br>(毎月) | アジア        | ファミリー<br>ファンド | なし        |
| 年2回<br>決算型 |                 |                |                       |                               | 年2回          |            |               |           |

・属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、為替変動リスクに対する対応でのヘッジの有無を記載しております。

商品分類および属性区分の内容については、一般社団法人投資信託協会ホームページ

<https://www.toushin.or.jp/>にてご確認いただけます。

- 本書により行う「ニッセイ短期インド債券ファンド(毎月決算型)／(年2回決算型)」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2024年10月15日に関東財務局長に提出しており、2024年10月16日にその届出の効力が生じております。
- ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律に基づいて組成された金融商品であり、同法では商品内容の重大な変更に際しては、事前に受益者(既にファンドをお持ちの投資者)の意向を確認する手続きが規定されています。また、ファンドの信託財産は、受託会社により保管されますが、信託法によって受託会社の固有財産との分別管理等が義務付けられています。
- 商品内容・販売会社に関するお問合せは、委託会社のコールセンターで承っております。
- 基準価額(便宜上1万口当たりに換算した価額で表示されます)については、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊(ファンド掲載名 毎月決算型:インド債毎／年2回決算型:インド債2)および委託会社のコールセンター・ホームページにてご確認いただけます。
- 投資信託説明書(請求目論見書)は、投資者のご請求により販売会社から交付されます。ご請求された場合には、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。

# 1. ファンドの目的・特色

## ファンドの目的

「ニッセイ短期インド債券マザーファンド」を通じて、実質的にインド・ルピー建ての短期債券等に分散投資し、安定した利息収入の確保および信託財産の着実な成長を図ることを目指に運用を行います。

## ファンドの特色

### ① インド・ルピー建ての債券等に投資することにより、利息収入を中心とした収益の確保をめざします。

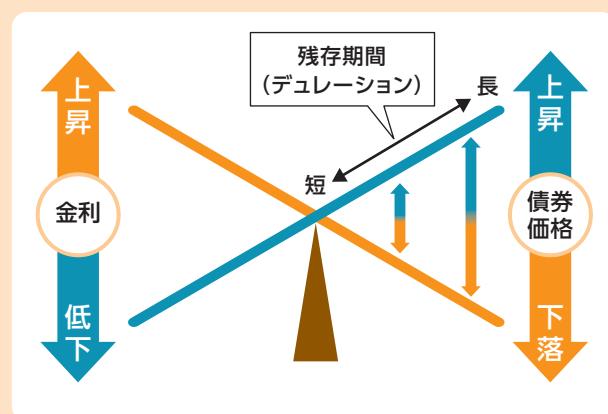
- 投資対象とする債券は、国債、社債、政府機関債、国際機関債等とします。
- 組入外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジ\*を行いません。  
※為替ヘッジとは、為替変動による資産価値の変動を回避する取引のことをいいます。
- 市場環境等により、インド・ルピー建て以外の債券に投資する場合があります。  
その際は、実質的にインド・ルピー建てとなるように為替取引を行います。  
・運用にあたっては、直物為替先渡取引(NDF)を利用する場合があります。  
直物為替先渡取引(NDF)については、後記「2.投資リスク その他の留意点」をご参照ください。

### ② 残存期間の短い債券を中心にポートフォリオを構築し、金利変動にともなう価格変動リスクの低減をめざします。

- ファンド全体の平均デュレーションは、原則として3年程度を上限とします。

## 債券の価格特性

金利が上昇すると、債券の価格は下落します。  
一般に残存期間(デュレーション)が短い債券ほど、金利変動に対する価格変動が小さくなります。



- ・デュレーションとは、債券投資におけるリスク度合いを表す指標の1つで、金利変動に対する債券価格の反応の大きさ(リスクの大きさ)を表し、デュレーションが長いほど債券価格の反応は大きくなります。
- ・上記は一般論であり、短期金利の変動幅が長期金利の変動幅より大きい場合など、実際にはこれと異なる値動きをする場合があります。

### ③ニッポンライフ・インディア・アセットマネジメントからインド債券市場に関する調査・分析等の助言を受け、ファンドの運用に活用します。

〈ニッポンライフ・インディア・アセットマネジメントの概要〉

- ニッポンライフ・インディア・アセットマネジメントは日本生命保険相互会社の子会社であり、インドにおける最大級の資産運用会社として、インド株式・債券およびETFなどの投資信託等、さまざまな運用商品を提供しています。
- ニッポンライフ・インディア・アセットマネジメントの運用資産は総額約11.7兆円※の規模を誇ります。  
※2024年6月末現在、1インド・ルピー=1.94円で円換算。子会社を含みます。

#### ポートフォリオ構築プロセス

##### インド・ルピー建ての債券等

##### ニッポンライフ・インディア・アセットマネジメントの助言を活用

- 景気動向や金融政策等、マクロ経済を分析
- 金利の方向性や発行体の信用リスク等を調査
- 債券の残存期間別の利回り水準や流動性を分析

##### ポートフォリオ

ファンドは、特化型運用を行います。特化型運用ファンドとは、投資対象に一般社団法人投資信託協会規則に定める寄与度が10%を超える支配的な銘柄が存在、または存在することとなる可能性が高いファンドをいいます。

ファンドが主要投資対象とするインド・ルピー建ての債券には、寄与度が10%を超える、または超える可能性の高い支配的な銘柄が存在するため、特定の銘柄への投資が集中することがあり、当該銘柄に経営破綻や経営・財務状況の悪化などが生じた場合には、大きな損失が発生することがあります。

### ④「毎月決算型」と「年2回決算型」の2つのファンドから選択いただけます。

- 「毎月決算型」は、毎月15日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行います。



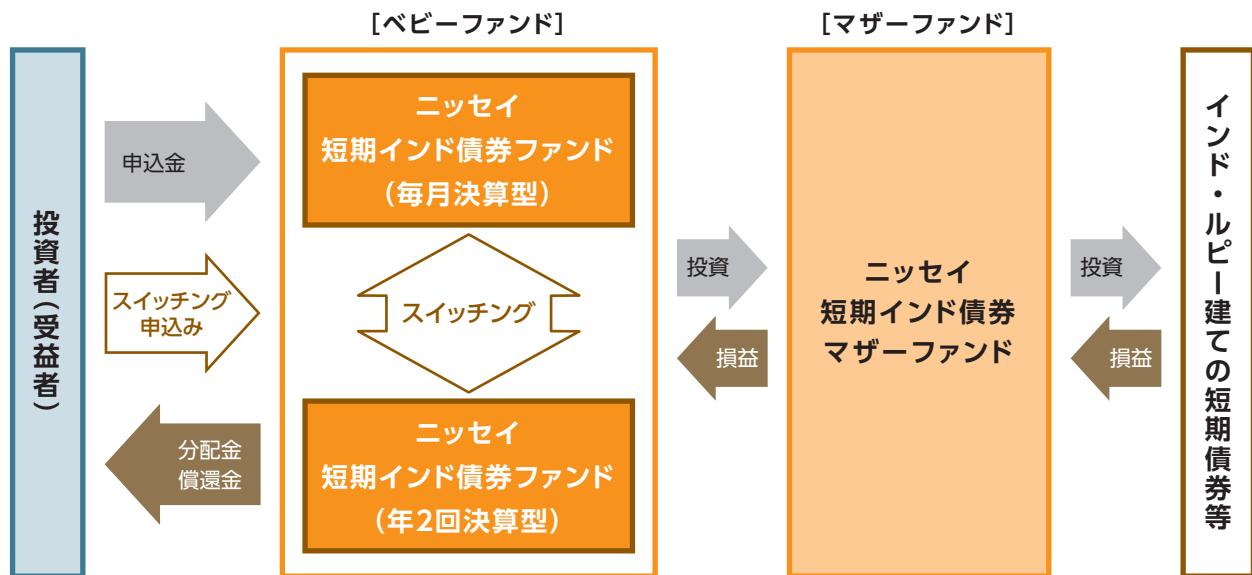
- 「年2回決算型」は年2回(1・7月の各15日。休業日の場合は翌営業日)決算を行います。



## 1. ファンドの目的・特色

### ● ファンドの仕組み

ファンドは「ファミリーファンド方式」で運用を行います。ファミリーファンド方式とは、投資者からの資金をまとめてベビーファンドとし、その資金をマザーファンドに投資して、その実質的な運用をマザーファンドにて行う仕組みです。



- ・「毎月決算型」と「年2回決算型」との間でスイッチングが可能です。
- ・販売会社によっては、どちらか一方のファンドのみの取扱いとなる場合やスイッチングの取扱いを行わない場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

**!** マザーファンドに投資する他のベビーファンドの追加設定・解約等にともない、ファンドの基準価額が影響を受けることがあります。

### ● 主な投資制限

|         |  |
|---------|--|
| 株式      | 株式等への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の30%以下とします。                             |
| 同一銘柄の株式 | 同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。                         |
| 投資信託証券  | 投資信託証券(マザーファンドおよび上場投資信託証券等を除きます)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。 |
| 外貨建資産   | 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。                                      |

### ● 収益分配方針

- ・分配対象額は、経費控除後の配当等収益および売買益(評価益を含みます)等の全額とします。
- ・分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向、残存信託期間等を勘案して決定します。
- ・分配対象額が少額の場合には、分配を行わないこともあります。

**!** 将来の分配金の支払いおよび水準について、保証するものではありません。

資金動向、市況動向等によっては、前述のような運用ができない場合があります。

# 追加的記載事項

## 分配金に関する留意事項

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの信託財産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。



- 分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

### 計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合



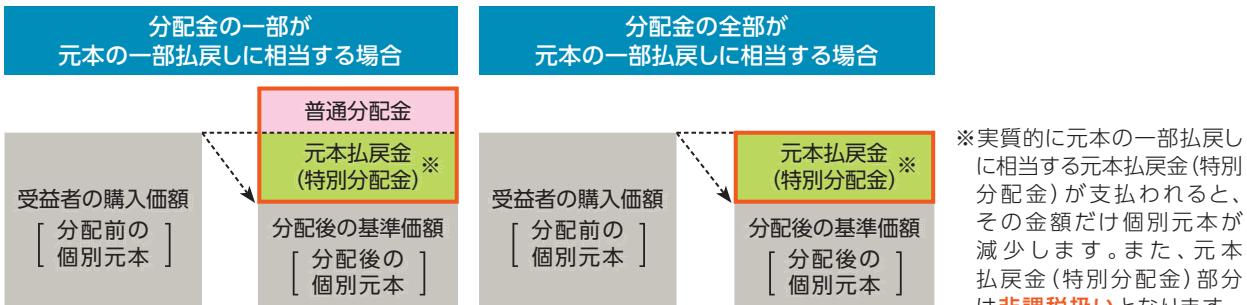
- 分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、収益分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

分配準備積立金：期中収益(①および②)のうち、当期の分配金として支払われず信託財産に留保された金額をいい、次期以降の分配金の支払いにあてるることができます。

収益調整金：追加型株式投資信託において追加設定が行われることによって、既存の受益者の分配対象額が減らないようにするために設けられた勘定です。

! 上記はイメージ図であり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご留意ください。

- 受益者のファンドの購入価額によっては、支払われる分配金の一部または全部が実質的に元本の一部戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。



普通分配金:個別元本(受益者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本戻戻金(特別分配金):個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の受益者の個別元本は、元本戻戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

- 普通分配金に対する課税については、後記「4.手続・手数料等」の「ファンドの費用・税金」をご参照ください。

## 2. 投資リスク

### 基準価額の変動要因

- ファンド(マザーファンドを含みます)は、値動きのある有価証券等(外貨建資産には為替変動リスクもあります)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資元本を割込むことがあります。
- ファンドは、預貯金とは異なり、投資元本および利回りの保証はありません。運用成果(損益)はすべて投資者の皆様のものとなりますので、ファンドのリスクを十分にご認識ください。

#### ◎ 主な変動要因

|              |              |  |
|--------------|--------------|--|
| 債券投資<br>リス ク | 金利変動<br>リス ク | 金利は、景気や経済の状況等の影響を受け変動し、それにともない債券価格も変動します。一般に金利が上昇した場合には、債券の価格が下落します。   |
|              | 信 用<br>リス ク  | 債券の発行体が財政難・経営不振、資金繰り悪化等に陥り、債券の利息や償還金をあらかじめ定められた条件で支払うことができなくなる場合(債務不履行)、またはそれが予想される場合、債券の価格が下落することがあります。   |
| 為 替 变 動 リス ク |              | 原則として対円での為替ヘッジを行わないため、外貨建資産については、為替変動の影響を直接的に受けます。一般に円高局面ではファンドの資産価値が減少します。  |
| カントリーリスク     |              | 外国の資産に投資するため、各国の政治・経済情勢、外国為替規制、資本規制等による影響を受け、ファンドの資産価値が減少する可能性があります。特に、新興国の経済状況は先進国経済と比較して一般的に脆弱である可能性があり、ファンドの資産価値が大きく減少したり、運用方針にそった運用が困難になる可能性があります。 |
| 流 動 性 リス ク   |              | 市場規模が小さいまたは取引量が少ない場合、市場実勢から予期される時期または価格で取引が行えず、損失を被る可能性があります。  |

・基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

### その他の留意点

- ファンドが主要投資対象とするインド・ルピー建ての債券には、一般社団法人投資信託協会規則に定める寄与度が10%を超える、または超える可能性の高い支配的な銘柄が存在するため、特定の銘柄への投資が集中することがあり、当該銘柄に経営破綻や経営・財務状況の悪化などが生じた場合には、大きな損失が発生することがあります。

○ インドの債券投資に関しては、以下の事項にご留意ください。

・金融商品取引所の取引の停止(個別銘柄の売買停止等を含みます)、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情(投資対象国・地域における非常事態の発生<sup>\*</sup>による市場の閉鎖、流動性の著しい低下あるいは資金の受渡しに関する障害等)があるときには、ファンドの購入・換金・スイッチングの申込みの受け付けを中止すること、および既に受け付けた購入・換金・スイッチングの申込みの受け付けを取消すことがあります。また、債券の取引にかかる規制等により十分な流動性のもとで取引を行えない場合や取引が不可能となる場合があります。

<sup>\*</sup>金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、クーデターや重大な政治体制の変更等。

・インドの債券市場で外国人投資家がインド・ルピー建ての債券に投資する際には、投資ライセンスの取得が必要となります。また、投資を行うにあたり、入札による投資枠の取得が必要となる場合があります。このため、ファンドは、インド・ルピー建ての債券に実質的に投資することを原則としますが、投資枠の取得状況、ならびにインドの市場動向・流動性・投資規制状況等によっては、インド・ルピー建ての債券への投資比率が引下がる場合があります。

なお、投資枠の取得のための入札等にかかる費用等は、ファンドが負担します。

・インド・ルピー建ての債券への投資においては、受取利息や売却益に対して課税されるため、基準価額が影響を受ける場合があります。

インドにおける税金の取扱いについては、インドの関係法令や税率等の解釈は必ずしも安定していません。また、インド・ルピー建ての債券への投資にあたっては、インド現地の税務アドバイザーの中から一社を指名する必要があり、当該税務アドバイザーの指示にしたがって納税を行います。なお、日本の契約型投資信託(当ファンド)からのインド・ルピー建ての債券への投資にあたっては、税の取扱いに関して、税務アドバイザーによって見解が異なる部分があります。

なお、これらの制度・税制等は、将来、変更される場合があります。

○ インド・ルピーの為替取引にあたっては、直物為替先渡取引(NDF)を利用する場合があります。NDFとは、対象通貨を用いた受渡しを行わず、主に米ドル等による差金決済を相対で行う取引のことをいいます。

NDFの取引価格は、需給や当該通貨に対する期待等の影響により、金利差から理論上期待される水準とは大きく異なる場合があります。このため、ファンドの基準価額の値動きが、実際の為替市場の値動きから想定されるものより大きくかい離する場合があります。また、当該取引において、その取引相手の業績悪化(倒産に至る場合も含む)等の影響により、あらかじめ定められた条件で取引が履行されないこと(債務不履行)が生じる可能性があります。

○ ファンドは、多量の換金の申込みが発生し換金代金を短期間で手当てる必要が生じた場合や組入資産の主たる取引市場において市場環境が急変した場合等には、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引ができるリスク、取引量が限定されるリスク等が顕在します。これらにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性、換金の申込みの受け付けを中止する、また既に受け付けた換金の申込みの受け付けを取消しする可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性などがあります。

○ ファンドのお取引に関しては、クーリング・オフ(金融商品取引法第37条の6の規定)の適用はありません。

## リスクの管理体制

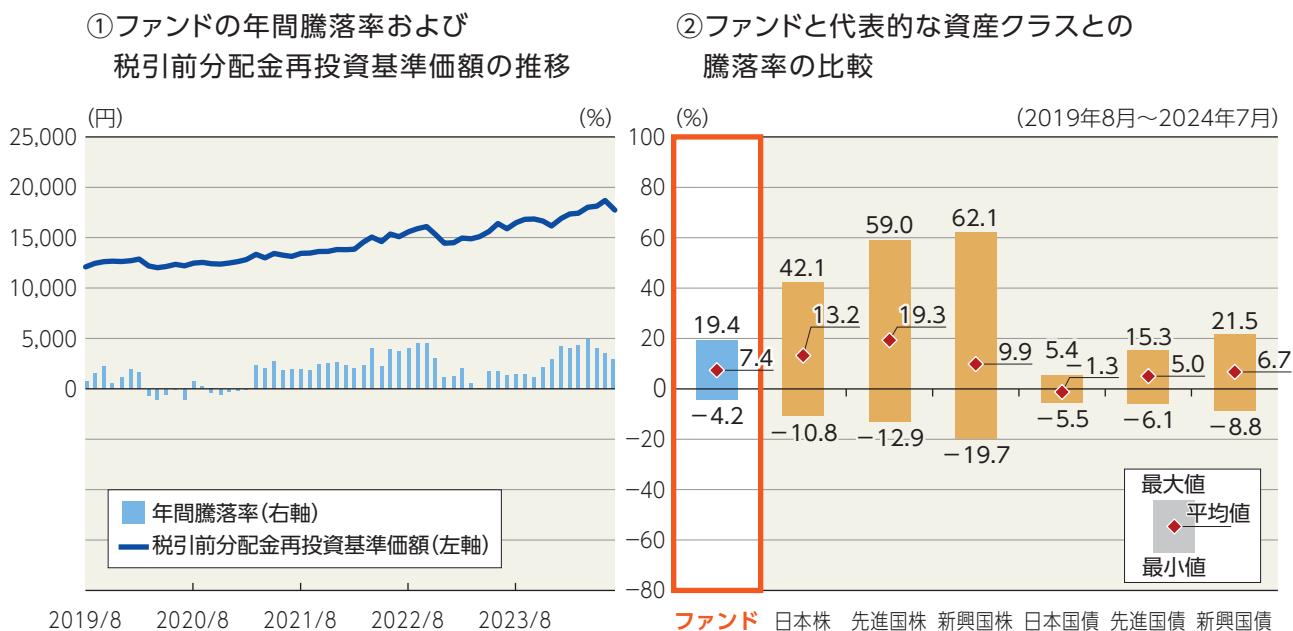
運用リスク管理担当部門が運用状況をモニタリングし、リスク、パフォーマンスの分析・評価、および投資制限等遵守状況・売買執行状況の事後チェックを行います。運用リスク管理担当部門は、そのモニタリング結果を運用担当部門に連絡するとともに社内で定期的に開催される会議で報告します。運用担当部門はその連絡・報告を受けて、必要に応じてポートフォリオの改善を行う等の投資リスクを適正に管理する体制をとっています。

また、委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行っています。そして取締役会等においては、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢などを監督しています。

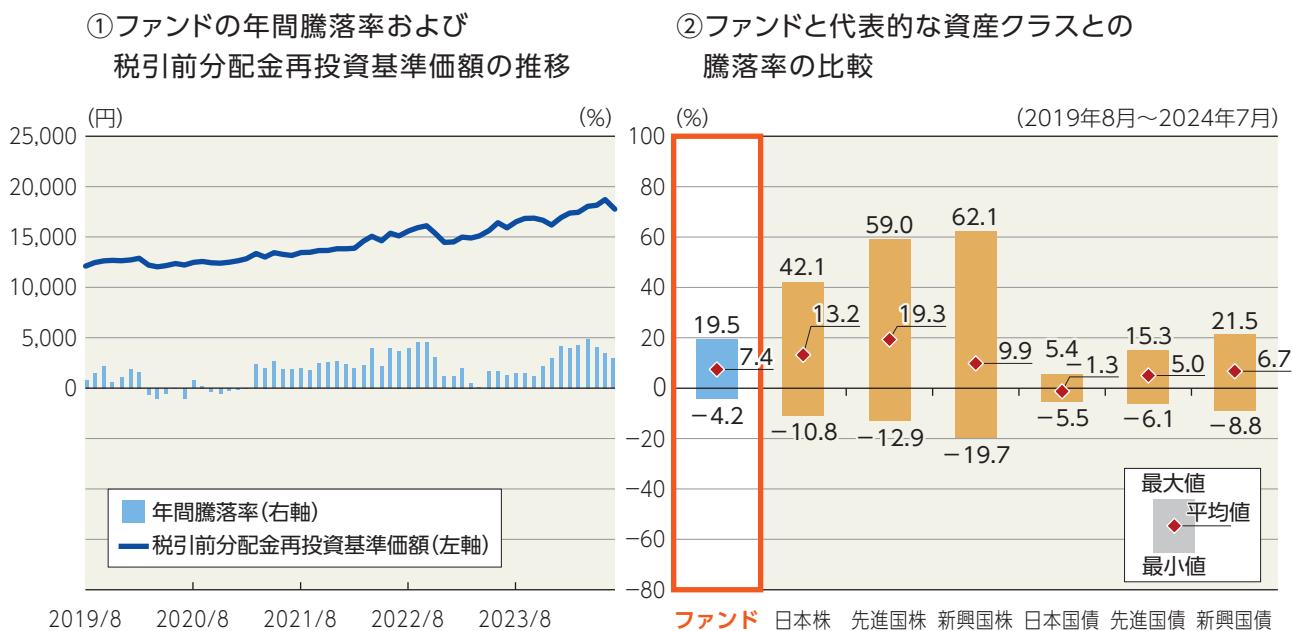
## 2.投資リスク

**(参考情報)** 投資リスクに関する参考情報として、ファンドのリスクの定量的な把握・比較を目的に下記のグラフを作成しています。

### ●ニッセイ短期インド債券ファンド(毎月決算型)



### ●ニッセイ短期インド債券ファンド(年2回決算型)



・グラフにおけるファンドに関する記載は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額によるものであり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率および実際の基準価額の推移とは異なる場合があります。ファンドおよび代表的な資産クラスの年間騰落率は、各月末における直近1年間の騰落率です。

・グラフ①は、過去5年間のファンドの実績です。グラフ②は、過去5年間におけるファンドおよび代表的な資産クラスの年間騰落率の最大値・最小値・平均値について表示しています。

<代表的な資産クラスにおける各資産クラスの指標>

- 日本株 … TOPIX(東証株価指数)(配当込み)
- 先進国株 … MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円ベース)
- 新興国株 … MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)
- 日本国債 … NOMURA-BPI 国債
- 先進国債 … FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)
- 新興国債 … JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド(円ベース)
- ・すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。
- ・海外の指標は、「為替ヘッジなし(対円)」の指標を採用しています。

**■ 前記グラフは過去の実績であり、将来の運用成果等を示唆、保証するものではありません。**

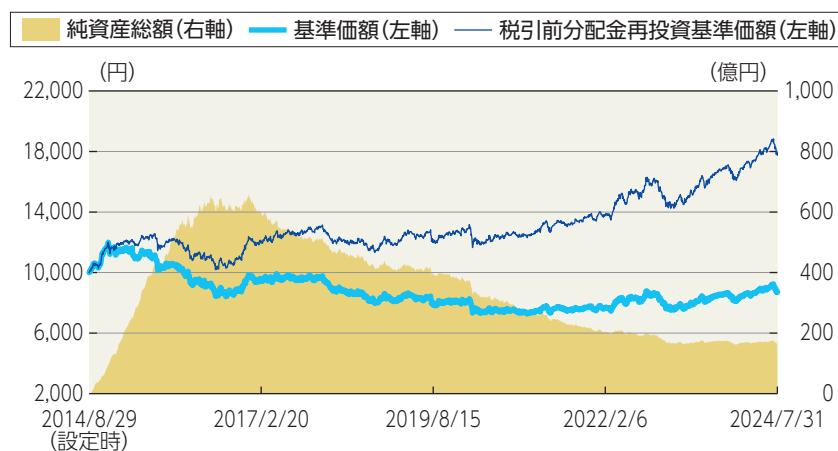
- ・TOPIX(東証株価指数)の指標値および同指標にかかる標章または商標は、株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社(以下「JPX」といいます)の知的財産であり、指標の算出、指標値の公表、利用など同指標に関するすべての権利・ノウハウおよび同指標にかかる標章または商標に関するすべての権利はJPXが有します。JPXは、同指標の指標値の算出または公表の誤謬、遅延または中断に対し、責任を負いません。
- ・MSCIコクサイ・インデックスは、MSCI Inc. が公表している指標です。同指標に関する著作権、知的財産権、その他一切の権利はMSCI Inc. に帰属します。また、MSCI Inc. は同指標の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
- ・MSCIエマージング・マーケット・インデックスは、MSCI Inc. が公表している指標です。同指標に関する著作権、知的財産権、その他一切の権利はMSCI Inc. に帰属します。また、MSCI Inc. は同指標の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
- ・NOMURA-BPI 国債とは、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が公表している指標で、その知的財産は同社に帰属します。なお、同社は、当ファンドの運用成果等に関し、一切責任を負いません。
- ・FTSE世界国債インデックスは、FTSE Fixed Income LLCにより運営されている債券インデックスです。同指標はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指標に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。
- ・JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイドは、JPモルガン社が算出する債券インデックスであり、その著作権および知的所有権は同社に帰属します。

### 3. 運用実績

2024年7月末現在

#### ● 基準価額・純資産の推移

##### ニッセイ短期インド債券ファンド(毎月決算型)



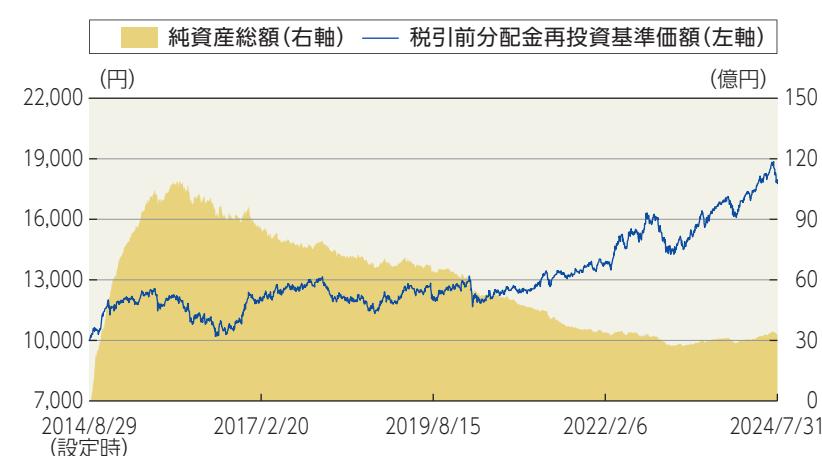
- ・基準価額は運用管理費用(信託報酬)控除後のものです。
- ・税引前分配金再投資基準価額は分配金(税引前)を再投資したものとして計算しております。

|       |        |
|-------|--------|
| 基準価額  | 8,679円 |
| 純資産総額 | 163億円  |

#### ● 分配の推移 1万口当り(税引前)

|          |        |
|----------|--------|
| 2024年 3月 | 35円    |
| 2024年 4月 | 35円    |
| 2024年 5月 | 35円    |
| 2024年 6月 | 35円    |
| 2024年 7月 | 35円    |
| 直近1年間累計  | 420円   |
| 設定来累計    | 6,440円 |

##### ニッセイ短期インド債券ファンド(年2回決算型)



- ・基準価額は運用管理費用(信託報酬)控除後のものです。
- ・税引前分配金再投資基準価額は分配金(税引前)を再投資したものとして計算しております。

|       |         |
|-------|---------|
| 基準価額  | 17,769円 |
| 純資産総額 | 32億円    |

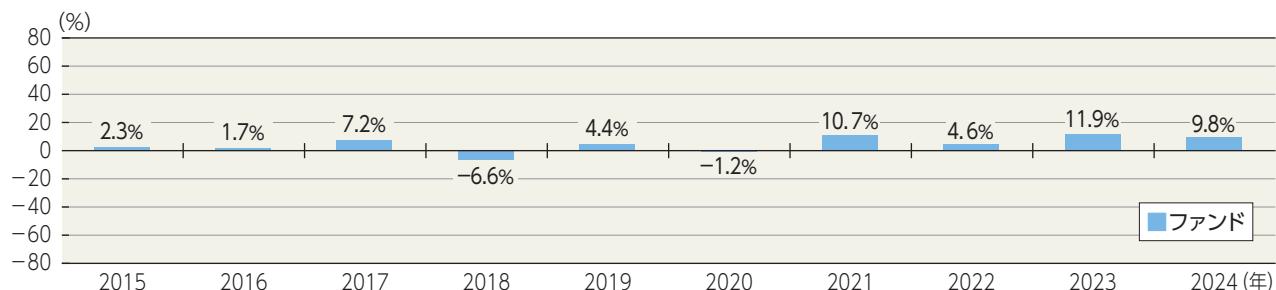
#### ● 分配の推移 1万口当り(税引前)

|          |    |
|----------|----|
| 2022年 7月 | 0円 |
| 2023年 1月 | 0円 |
| 2023年 7月 | 0円 |
| 2024年 1月 | 0円 |
| 2024年 7月 | 0円 |
| 直近1年間累計  | 0円 |
| 設定来累計    | 0円 |

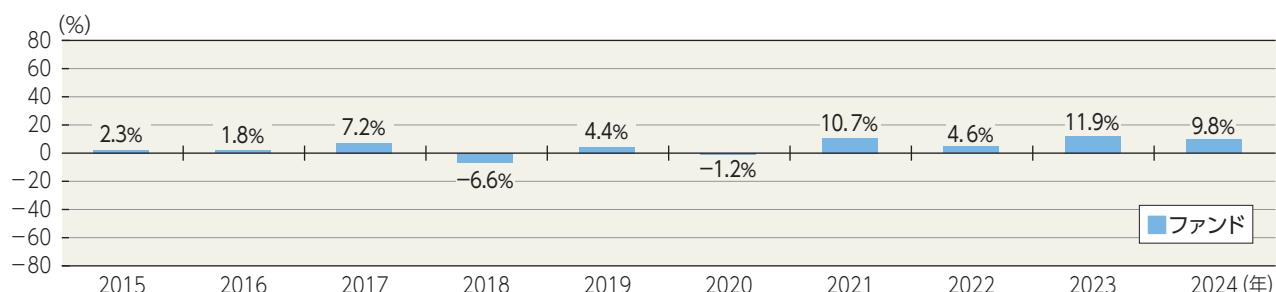
! ファンドの運用実績は、あくまで過去の実績であり、将来の運用成果等を約束するものではありません。  
最新の運用実績については、委託会社のホームページでご確認いただけます。

### ●年間收益率の推移

ニッセイ短期インド債券ファンド(毎月決算型)



ニッセイ短期インド債券ファンド(年2回決算型)



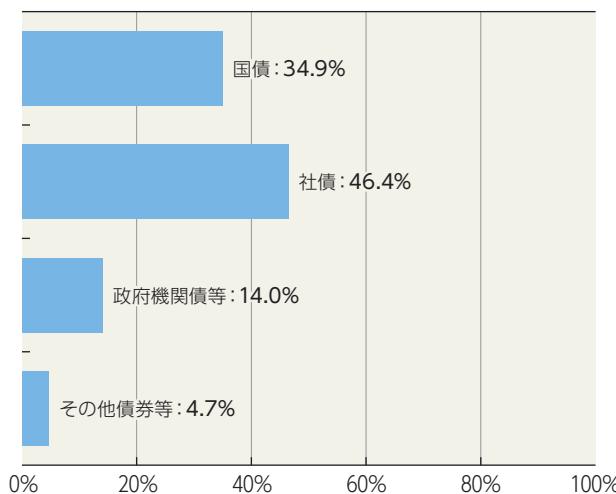
・ファンドにはベンチマークはありません。

・ファンド收益率は分配金(税引前)を再投資したものとして計算しております。

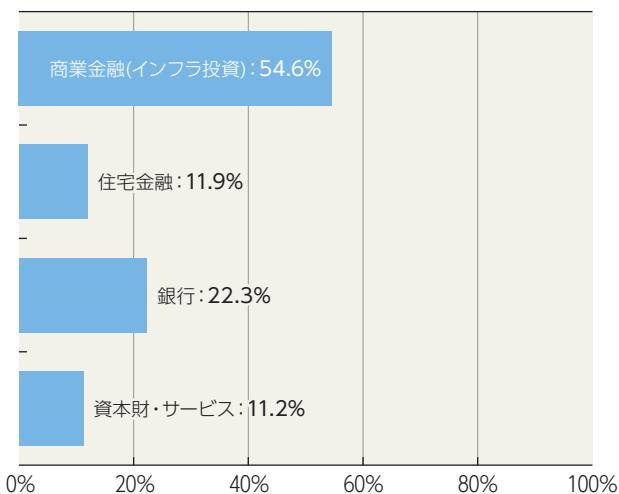
・2024年は年始から上記作成基準日までの收益率です。

### ●主要な資産の状況(マザーファンド)

種別構成比率



政府機関債等・社債の業種別構成比率



・種別構成比率は対組入債券評価額比、政府機関債等・社債の業種別構成比率は対組入政府機関債等・社債評価額比です。

! ファンドの運用実績は、あくまで過去の実績であり、将来の運用成果等を約束するものではありません。

最新の運用実績については、委託会社のホームページでご確認いただけます。

### ●組入上位銘柄(マザーファンド)

|    | 銘柄                       | 種別    | 償還日        | クーポン   | 比率    |
|----|--------------------------|-------|------------|--------|-------|
| 1  | インド国債                    | 国債    | 2026/04/08 | 7.270% | 11.7% |
| 2  | 全国農業農村開発銀行               | 政府機関債 | 2026/01/30 | 7.400% | 9.2%  |
| 3  | インド小企業開発銀行(SIDBI)        | 社債    | 2026/02/27 | 7.110% | 8.7%  |
| 4  | インド国債                    | 国債    | 2028/04/10 | 7.060% | 7.8%  |
| 5  | ラーセン&トゥブロ                | 社債    | 2025/04/28 | 7.700% | 6.8%  |
| 6  | インド国債                    | 国債    | 2026/04/12 | 5.630% | 6.7%  |
| 7  | REC                      | 社債    | 2028/03/31 | 7.770% | 5.8%  |
| 8  | ルーラル・エレクトリフィケーション        | 社債    | 2028/06/30 | 7.460% | 5.3%  |
| 9  | パワー・ファイナンス・コーポレーション[PFC] | 社債    | 2028/04/15 | 7.770% | 4.9%  |
| 10 | 全国農業農村開発銀行               | 政府機関債 | 2028/01/31 | 7.620% | 4.8%  |

・比率は対組入債券評価額比です。

!  
ファンダの運用実績は、あくまで過去の実績であり、将来の運用成果等を約束するものではありません。  
最新の運用実績については、委託会社のホームページでご確認いただけます。

# 4.手続・手数料等

## お申込みメモ

|           |                            |  |
|-----------|----------------------------|--|
| 購入時       | 購入単位                       | 販売会社が定める単位とします。  |
|           | 購入価額                       | 購入申込受付日の翌営業日の基準価額とします。<br>●収益分配金を再投資する場合は、各計算期間終了日の基準価額とします。   |
|           | 購入代金                       | 販売会社が定める日までに、販売会社にお支払いください。  |
| 換金時       | 換金単位                       | 販売会社が定める単位とします。  |
|           | 換金価額                       | 換金申込受付日の翌営業日の基準価額とします。   |
|           | 換金代金                       | 換金申込受付日から起算して、原則として7営業日目からお支払いします。   |
| 申込について    | 申込締切時間                     | 原則として毎営業日の午後3時までに販売会社の手続きが完了したものと<br>当日受付分とします。<br>●申込締切時間は2024年11月5日から「午後3時30分」までとする予定です。ただし、申込<br>締切時間は販売会社によって異なる場合があります。   |
|           | 申込不可日                      | インドの銀行、インドの金融商品取引所、ニューヨーク証券取引所、ニューヨー<br>クの銀行のいずれかの休業日と同日の場合は、購入・換金・スイッチングの申込<br>みの受け付けを行いません。  |
|           | 購入の申込期間                    | 2024年10月16日から2025年4月15日まで<br>●期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。  |
|           | 換金制限                       | ありません。   |
|           | 購入・換金<br>申込受付の中止<br>および取消し | 金融商品取引所の取引の停止(個別銘柄の売買停止等を含みます)、外国為替<br>取引の停止、その他やむを得ない事情(投資対象国・地域における非常事態の<br>発生による市場の閉鎖、流動性の著しい低下あるいは資金の受渡しに関する障<br>害等)があるときには、購入・換金・スイッチングの申込みの受け付けを中止するこ<br>と、および既に受け付けた購入・換金・スイッチングの申込みの受け付けを取消すこ<br>とがあります。   |
| 決算・<br>分配 | 決算日                        | ・毎月決算型:毎月15日<br>・年2回決算型:1・7月の各15日<br>●該当日が休業日の場合は翌営業日となります。  |
|           | 収益分配                       | 毎決算日に、収益分配方針に基づき収益分配を行います。なお、「毎月決算型」は<br>年12回、「年2回決算型」は年2回の決算となります。<br>各ファンドにおいて、収益分配金の支払方法には以下のそれぞれのコースがあります。<br>分配金受取コース:税金を差引いた後、原則として決算日から起算して<br>5営業日目までにお支払いします。<br>分配金再投資コース:税金を差引いた後、自動的に無手数料で再投資されます。<br>●販売会社によっては、どちらか一方のコースのみの取扱いとなる場合があります。 |

## お申込みメモ

|     |         |  |
|-----|---------|--|
| その他 | 信託期間    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・毎月決算型<br/>2029年7月17日まで（設定日：2014年8月29日）</li> <li>・年2回決算型<br/>2044年1月15日まで（設定日：2014年8月29日）</li> </ul>  |
|     | 繰上償還    | 各ファンドにおいて、受益権の口数が10億口を下回っている場合等には、委託会社はあらかじめ受益者に書面により通知する等の手続きを経て、ファンドを繰上償還させることができます。   |
|     | 信託金の限度額 | 各ファンドにつき、2,000億円とします。  |
|     | 公 告     | 電子公告により行い、委託会社のホームページ( <a href="https://www.nam.co.jp/">https://www.nam.co.jp/</a> )に掲載します。  |
|     | 運用報告書   | 委託会社は1・7月の決算後および償還後に交付運用報告書を作成し、販売会社から受益者へお届けします。  |
|     | 課税関係    | <p>課税上は株式投資信託として取扱われます。<br/>配当控除、益金不算入制度の適用はありません。<br/>公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合にNISA（少額投資非課税制度）の対象となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「毎月決算型」は、NISAの対象なりません。</li> <li>・「年2回決算型」は、NISAの「成長投資枠（特定非課税管理勘定）」の対象となります。ただし、販売会社により取扱いが異なる場合があります。<br/>詳しくは、販売会社にお問合せください。</li> </ul> |
|     | スイッチング  | <p>「毎月決算型」と「年2回決算型」との間でスイッチングが可能です。スイッチングの際には、購入時と同様に販売会社が定める購入時手数料がかかる場合があります。また、換金時と同様に税金がかかる場合があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●販売会社によっては、どちらか一方のファンドのみの取扱いとなる場合やスイッチングの取扱いを行わない場合があります。詳しくは販売会社にお問合せください。</li> </ul>  |

## ファンドの費用・税金

### ●ファンドの費用

| 投資者が直接的に負担する費用          |                  |   |  |     |    |       |                         |      |       |   |  |      |       |   |  |      |       |                                |  |
|-------------------------|------------------|---|--|-----|----|-------|-------------------------|------|-------|---|--|------|-------|---|--|------|-------|--------------------------------|--|
| 購入時                     | 購入時手数料           | <p>購入申込受付日の翌営業日の基準価額に<b>3.85%(税抜3.5%)を上限</b>として販売会社が独自に定める率をかけた額とします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>料率は変更となる場合があります。</li> </ul> <p>詳しくは販売会社にお問合せください。</p>  | <p>▶ 購入時手数料: 購入時の商品・投資環境の説明および情報提供、ならびに購入にかかる事務手続き等の対価として、販売会社にお支払いいただく手数料</p>   |     |    |       |                         |      |       |   |  |      |       |   |  |      |       |                                |  |
| 換金時                     | 信託財産留保額          | ありません。  |  |     |    |       |                         |      |       |   |  |      |       |   |  |      |       |                                |  |
| 投資者が信託財産で間接的に負担する費用     |                  |   |  |     |    |       |                         |      |       |   |  |      |       |   |  |      |       |                                |  |
| 毎日                      | 運用管理費用<br>(信託報酬) | <p>ファンドの純資産総額に<b>年率1.584%(税抜1.44%)</b>をかけた額とし、ファンドからご負担いただきます。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>支払先</th><th>年率</th><th>役務の内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>信託報酬率<br/>(年率・税抜)<br/>の配分</td><td>委託会社</td><td>0.70%</td><td>ファンドの運用、法定書類等の作成、基準価額の算出等の対価(投資助言会社への運用に関する助言報酬を含む)</td></tr> <tr> <td></td><td>販売会社</td><td>0.70%</td><td>購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等の対価</td></tr> <tr> <td></td><td>受託会社</td><td>0.04%</td><td>ファンドの財産の保管・管理、委託会社からの指図の実行等の対価</td></tr> </tbody> </table> <p>・表に記載の料率には、別途消費税がかかります。</p> |  | 支払先 | 年率 | 役務の内容 | 信託報酬率<br>(年率・税抜)<br>の配分 | 委託会社 | 0.70% | ファンドの運用、法定書類等の作成、基準価額の算出等の対価(投資助言会社への運用に関する助言報酬を含む) |  | 販売会社 | 0.70% | 購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等の対価 |  | 受託会社 | 0.04% | ファンドの財産の保管・管理、委託会社からの指図の実行等の対価 | <p>▶ 運用管理費用(信託報酬)<br/>=保有期間中の日々の純資産総額 ×信託報酬率(年率)</p> |
|                         | 支払先              | 年率  | 役務の内容  |     |    |       |                         |      |       |   |  |      |       |   |  |      |       |                                |  |
| 信託報酬率<br>(年率・税抜)<br>の配分 | 委託会社             | 0.70%   | ファンドの運用、法定書類等の作成、基準価額の算出等の対価(投資助言会社への運用に関する助言報酬を含む)  |     |    |       |                         |      |       |   |  |      |       |   |  |      |       |                                |  |
|                         | 販売会社             | 0.70%   | 購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等の対価  |     |    |       |                         |      |       |   |  |      |       |   |  |      |       |                                |  |
|                         | 受託会社             | 0.04%   | ファンドの財産の保管・管理、委託会社からの指図の実行等の対価   |     |    |       |                         |      |       |   |  |      |       |   |  |      |       |                                |  |
|                         | 監査費用             | <p>ファンドの純資産総額に年率0.011%(税抜0.01%)をかけた額を上限とし、ファンドからご負担いただきます。</p>  | <p>▶ 監査費用: 公募投資信託は、外部の監査法人等によるファンドの会計監査が義務付けられているため、当該監査にかかる監査法人等に支払う費用</p>  |     |    |       |                         |      |       |   |  |      |       |   |  |      |       |                                |  |
| 随時                      | その他の費用・手数料       | <p>組入有価証券の売買委託手数料、信託事務の諸費用および借入金の利息等はファンドからご負担いただきます。これらの費用は運用状況等により変動するため、事前に料率・上限額等を記載することはできません。</p>   | <p>▶ 売買委託手数料: 有価証券等の売買・取引の際に仲介人に支払う手数料</p> <p>▶ 信託事務の諸費用: 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用</p> <p>▶ 借入金の利息: 受託会社等から一時的に資金を借入れた場合(立替金も含む)に発生する利息</p> |     |    |       |                         |      |       |   |  |      |       |   |  |      |       |                                |  |

! 当該費用の合計額、その上限額および計算方法は、運用状況および受益者の保有期間等により異なるため、事前に記載することはできません。

## 4.手続・手数料等

### ●税金 税金は表に記載の時期に適用されます。

以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

| 分配時               |                               | 換金(解約)時および償還時     |   |
|-------------------|-------------------------------|-------------------|---|
| 所得税<br>および<br>地方税 | 配当所得として課税<br>普通分配金に対して20.315% | 所得税<br>および<br>地方税 | 譲渡所得として課税<br>換金(解約)時および償還時の差益<br>(譲渡益)に対して20.315% |

・少額投資非課税制度「愛称:NISA(ニーサ)」は少額上場株式等に関する非課税制度であり、NISAをご利用の場合、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が無期限で非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設し、税法上の要件を満たしたファンドを購入するなど、一定の条件に該当する方となります。

詳しくは、販売会社にお問合せください。

・外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記の表における税金と異なる場合があります。

・法人の場合は上記とは異なります。

・上記は有価証券届出書提出日現在の税法に基づくものであり、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

・税金の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

### (参考情報) ファンドの総経費率

#### 毎月決算型

| 総経費率(①+②) | ① 運用管理費用の比率 | ② その他費用の比率 |
|-----------|-------------|------------|
| 1.70%     | 1.58%       | 0.11%      |

#### 年2回決算型

| 総経費率(①+②) | ① 運用管理費用の比率 | ② その他費用の比率 |
|-----------|-------------|------------|
| 1.70%     | 1.58%       | 0.12%      |

・対象期間:2024年1月16日～2024年7月16日

・対象期間の運用・管理にかかった費用の総額(原則として、購入時手数料、売買委託手数料および有価証券取引税は含みません)を対象期間の平均受益権口数に平均基準価額(1口当たり)を乗じた数で除した総経費率(年率)です。

・費用の詳細につきましては、対象期間の運用報告書(全体版)をご覧ください。なお、新たな対象期間にかかる運用報告書が作成され、上記の総経費率が更新されている場合があります。

・①運用管理費用の比率、②その他費用の比率および総経費率は、表示桁数未満を四捨五入しているため、①と②の合計が総経費率の数字と一致しないことがあります。

## *Memo*



 ふくろう教授の投資信託説明書(交付目論見書)  
かんたんガイド  
[https://www.nam.co.jp/news/ipdf/mokuromi\\_guide.pdf](https://www.nam.co.jp/news/ipdf/mokuromi_guide.pdf)



ユニバーサルデザイン(UD)の考えに基づいた見やすいデザインの文字を採用しています。